

# 白子高校生徒心得（Web版）

本校生徒は、三重県立白子高等学校生徒としての品格を高め、学校生活を通して自主自立の精神に満ちた行動により、心身ともに健全な社会人としての人格の完成を目指し、相互に努力精進すること。

## 【1】礼儀について

来客者に対してはもちろんのこと、友人間においてもお互いに礼儀を欠くことの無いように心掛け、生徒らしい品位ある言葉遣いに努め、社会の正しい作法や習慣を身につけるように努力する。

## 【2】服装・身だしなみについて

(1)学校指定のブレザー・ズボン・スカート・ニット（セーター・カーディガン・ベスト）の組み合わせとする。特に、移行期間は設けない。

在校生が制服を新規購入する場合、必ず生徒指導部の許可を得ること。譲り受けた場合は、必ず生徒指導部に申し出て許可を得てから着用すること。許可なく制服を改造することは禁止する。

(2)スカート丈の基準は、直立した状態を正面から見て、膝が完全に見えてはいけない。無断で折り曲げて着用してはいけない。

(3)ズボン着用の場合は、必ずベルト（黒・紺・茶色で装飾のないもの）を着用すること。スカートの場合は、ベルト（サスペンダーを含む）の着用は禁止する。

(4)靴下は必ず着用するものとし、下がらないように注意すること。色は、白・黒・紺・グレーの単色とする。無地のベージュ・黒・紺色のストッキングを着用することができる。

(5)冬季防寒着・防寒具（マフラー・手袋・帽子・耳当て）は、高校生として適切なものを着用すること。防寒着・防寒具（マフラー・手袋・帽子・耳当て）の着用は登下校のみとし、教室での着用、休み時間の着用は禁止する。

(6)靴は、黒系統、茶系統の革靴、又は運動靴とする。ブーツ、雪駄、ゾウリ、サンダル、かかとの高いもの（ハイヒール、厚底靴など）は禁止する。靴のかかとを踏むことは禁止する。

(7)鞄については所持するものとし、高校生らしく適切なものとする。色、形は特に指定しない。

(8)化粧・マニキュア・カラーコンタクトレンズ・アクセサリー類の使用、チェーン類の所持は禁止する。

## 【3】頭髪について

清潔で端正な身なりを心がけ、以下について守ること。

- ・長さや髪型は、高校生らしい清潔なものとする。前髪は目にかからないようにする。
- ・不自然な髪型、ヘアエクステンションの使用は禁止する。
- ・染色や脱色等の髪への加工・過度の整髪料の使用は禁止する。日焼けやドライヤー熱で髪が傷み、毛先が変色した場合は、変色した部分が直るようになる。
- ・ヘアピン、ヘアゴムは黒・紺・茶色（単色で模様やラメ等が入っていないもの）とする。できるだけ細くて目立たないものを使用すること。髪飾りや立体的なものは禁止する。

#### 【4】携帯電話の使用について

学校内への持込みは認めるが使用は休み時間のみとし、授業中は必ず電源を切り鞆の中にしまうこと。使用する際はマナー・モラルに注意すること。歩きながら携帯電話を使用しないようにする。

#### 【5】登校時間について

生徒は8時35分までに登校すること。

8時35分より朝の10分間読書、8時45分より朝のSHRを行う。

#### 【6】交通安全について

(1) 交通法規を遵守し安全を確保すると共に、交通マナーを守り、地域の信頼を得るように努力する。

(2) 自転車の二人乗り、傘さし運転、自転車乗車中・歩行中の携帯電話・音楽機器の使用等を禁止する。また、自転車夜間ライトの点灯、自転車施錠、信号遵守すること。自転車整備を行い、4月（学年開始時）に必ず自転車点検を受けること。また、必要に応じて適宜、点検を受けること。

(3) 校内に乗り入れる自転車は、必ず入学時に配布する許可シールを貼ること（電動キックボードの乗り入れは禁止）。自転車は、必ず施錠し、駐輪場に整然と駐輪すること。

(4) 自転車は車道左側、又は自転車通行が認められた歩道を走行することを基本とする。安全のためやむを得ず歩道を走行する場合は、歩行者の通行、安全を妨げない。なお、本校では自転車に乗車する場合、ヘルメットの着用を推奨している（2023年4月よりヘルメット着用が努力義務化）。

(5) 自動車学校への入校は、原則として、普通自動車免許取得のため、3年生2学期中間考査終了日より、進路が決定している生徒に限り許可をする。ただし、本検定受検は卒業式後とする。合宿免許取得は禁止する。

(6) 許可を受けた検定以外で、授業や学校行事を欠席（怠学）して自動車学校へ通学をした場合、特別指導の対象になる。

(7) 自動二輪車（原動機付自転車を含む）の乗車及び免許取得については、原則として禁止する。ただし、次のいずれかに該当し、本人及び保護者より申し出のあった生徒に対しては、本人及び保護者と面談を行い、審議のうえ、通学に限り原動機付自転車の運転免許取得を許可する場合がある。

① 鉄道・バス等の交通機関の利用が極めて困難な地域からの通学等、学校長が特にやむを得ないと認める場合（自宅から最寄りの駅・バス停までの距離が著しく遠く自転車の利用が困難な場合）

② その他、特殊な事情があり、学校長が特にやむを得ないと認める場合

#### 【7】アルバイトについて

本人に明確な目的意識があり、保護者の申し出がある場合、学校生活が乱れないことを条件に休日・長期休業中に限り、届出制によりアルバイトを行うことができる。

## 【8】その他

- (1) 校外においても白子高校生としての自覚と誇りを持ってその服装、言動に特に留意する。
- (2) 日頃より校内の整理整頓を心がけるとともに、清掃活動に積極的に取り組む。

## 【9】問題行動について

(1) 処分としての懲戒（訓告・停学・退学）及び指導としての懲戒（特別指導として説諭・訓戒・謹慎）の対象となる行為

- 万引き・窃盗・占有離脱物横領、暴行・傷害・脅迫、恐喝・金品強要、不正乗車、その他の犯罪行為。
- いじめ、飲酒・喫煙（酒類・喫煙具所持を含む）、飲酒・喫煙同席等、乱暴（言葉による暴力を含む）・けんか（挑発行為を含む）・たかり等、器物損壊・公共物破損、不健全交遊・家出等、不健全娯楽（ギャンブルや賭け事・パチンコなど）、迷惑行為（個人情報漏洩・名誉毀損な情報モラル違反含む）、怠学などの、ぐ犯・不良行為。
- 無免許運転・定員外乗車等、無断免許取得（無断免許受検・自動車学校入校含む）、暴走行為（同乗も含む）・暴走族への加入（集会等への参加を含む）、その他の交通法令違反。
- 考査等不正行為、アルバイト規定違反、教員の指導に従わない態度や言動・暴言、授業妨害等、シンナー・薬物乱用、毒物、劇物使用及び所持

(2) 上記(1)以外に指導を行う対象となる行為

- 頭髪の染色・脱色、ヘアピン・ヘアゴムなどの使用に関する違反、スカート折り曲げ、埴輪スタイル、腰パン、裾折り曲げ、化粧、マニキュア、カラーコンタクトレンズ使用、アクセサリ類の使用、チェーン類の所持、その他の異装、頭髪・服装違反
- さぼり、無断外出、無断早退、などの怠学
- 器物破損、土足での校舎進入、上履き着用でのグラウンド進入、授業時・移動時の携帯電話使用（着信音・バイブレーション含む）などの迷惑行為
- 自転車二人乗り、自転車傘さし運転、イヤホンをしての自転車運転、その他交通法規・マナー違反などの交通関係違反
- 教員の指導に対する反抗・無視などの指導拒否
- その他上記に準ずる行為

## 【10】「白子高校 生徒心得」の改正手続きについて

- 1 この生徒心得については、社会の変化や地域の状況をふまえて、学校の教育目標に照らし、必要に応じて適宜見直しをするものとする。
- 2 生徒心得の見直しが必要であると判断した場合は、生徒議会、教職員、PTAの3者の意見聴取及び協議をふまえ、学校が変更を決定する。